

公益財団法人つなぐいのち基金

平成27年度 第2回 評議員会議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

<内閣府定期報告書類について>

第1号議案 「平成28年度事業計画書及び収支予算書等の承認」（添付の計画書等）の承認について

<役員の変更について>

第2号議案 監事（福岡武彦）の選任（再任）について。

定款26条2項に基づき本評議員会があったものとみなされた日をもって任期満了となる全監事は、定款第15条1項（1）に基づき本評議員会の決議のより選任され再任が決定した。

任期は、再任された日から平成32年定時評議員会終結の時まで。

<業務執行に関することについて>

第3号議案 業務執行のための会議として常任理事会の新設の承認について。

第4号議案 理事会の種類および開催回、月の変更の承認について。

<定款の変更について>

第5号議案 上記、第3, 4, 10号議案に伴う「定款」の変更の承認について。

<諸規程類の施行について>

第6号議案 「役員等候補選出委員会規則」の施行の承認について。

第7号議案 「監事監査規程」の施行の承認について。

第8号議案 「倫理規程」の施行の承認について。

第9号議案 「評議員会運営規則」の施行の承認について。

<新規役職の設置について>

第10号議案 「顧問」職の設置の承認について。

2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 鵜居 由記衣

3. 評議員会があったものとみなされた日 平成28年3月29日

4. 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事 豊住吉弘

評議員総数 5名

5. 会議の概要

平成28年3月14日、代表理事 鵜居 由記衣が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について提案を発し、当該提案につき平成28年3月29日までに評議員の全員から電磁的方法により同意の意思を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条、及び公益財団法人つなぐいのち基金 定款 第19条に基づき、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記の通り、評議員の決議の省略を行ったので、当該評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成27年3月29日

公益財団法人つなぐいのち基金

代表理事

鵜居 由記衣

議事録作成者 常務理事兼事務局長

豊住 吉弘

以 上